

岩手県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和8年1月23日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田瑞彦

選挙時登録の基準日 令和8年1月26日